三歳未満児に係る幼稚園入園事業

(特区法改正について)

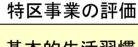
学校教育法第80条

幼稚園に入園することができるのは、満三歳から。

特区の事業

「構造改革特別区域法」(平成14年12月法律第189号)

・<u>第14条</u>において、満二歳になった後の初めての4月から、幼稚園に入園 可能とした。



- **◆····**
- 基本的生活習慣や自立心、思いやりが身につくなど、成長が見られた
- ・親の子育で不安の解消などの効果はある
- ・二歳児については、満三歳以上児と同様の集団的な教育にはなじまない。

【考え方】

 二歳児については、幼稚園児として集団的な教育(幼稚園教育)を 行うことではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、親子登 園等、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援としての受入れと いう形態に変更し、全国にその普及を図る。



- 構造改革特別区域法の一部改正(平成19年3月31日公布)第14条削除、施行日を平成20年4月1日とする
- ・子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点を通知で発出